

武蔵村山市第五次子供読書活動推進計画策定支援業務委託仕様書

第1 委託件名

武蔵村山市第五次子供読書活動推進計画策定支援業務委託

第2 委託期間

契約締結の日の翌日の日から令和9年3月22日（月）まで

第3 委託場所

武蔵村山市学園四丁目4番地（武蔵村山市立雷塚図書館）

第4 委託の目的

令和9年度から令和13年度までの5か年を計画期間とする「第五次子供読書活動推進計画」の策定に当たり、本市における子供の読書活動の現状及び課題等を分析し、本市が取り組むべき方策について、国や東京都の動向を踏まえて幅広い見地から検討を加えるとともに、計画策定に係る調査結果等の分析や各種会議資料の作成及びパブリックコメントの取りまとめなどを行い、「第五次子供読書活動推進計画」として策定するための業務支援を行うことを目的とする。

第5 委託業務内容

業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

「第五次子供読書活動推進計画」の作成

1 計画に係る国・東京都の最新動向、課題等の整理

子供と読書に関わる国・東京都・他市等の施策の動向、先進自治体の事例について現状分析を行う。

2 本市における子供の読書活動の現状と課題等の整理

3 現行計画の計画体系に基づく基本施策、事業内容等の整理

第四次子供読書活動推進計画の取組への評価等を整理し、本市の事業内容等の課題を抽出する。

4 各施策・各事業に係る数値目標の設定と資料作成

計画における各施策、各事業に対する数値目標の設定、設定に当たり必要な資料等を作成する。

5 計画案の提案、作成等

課題を解決するための具体的な施策の内容を示し、評価及び進捗管理の手法の検討を行うとともに、事業実施状況の点検・評価指針を提案し、計画素案として提案を行う。また、策定委員会、作業部会及び図書館協議会のほか、調整会議及び庁議における検討内容等を反映し、計画案を作成する。

- 6 市が実施するアンケート調査結果等及びパブリックコメントの内容の取りまとめ
計画の策定を行うに当たり、基礎資料として図書館利用者及び市内小・中学校の児童・生徒に対して行ったアンケート調査結果等の集計及び分析を行い、その内容を計画の策定に反映させる。
作成した計画案のパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取した上で、その内容を集約し、計画に反映させる。
- 7 成果品の納品及び納期限
- (1) 「武蔵村山市第五次子供読書活動推進計画」
(A4判、表紙・本文1色刷、80頁程度(本文)、200部)
 - (2) 「武蔵村山市第五次子供読書活動推進計画」(概要版)
(A4判、4色刷、8頁、200部)
 - (3) (1)及び(2)の電子媒体(CD-R等電子データ)
 - (4) 納期限 令和9年3月22日(月)
- 8 会議等運営支援(策定委員会3回、作業部会3回、図書館協議会2回を予定)
計画を策定するに当たり、庁内に策定委員会及び作業部会を設置するほか、図書館協議会で検討する。
- (1) 内容検討及び会議資料作成(会議資料は、委員に事前配布できるように作成する。)
 - (2) 会議等への出席
 - (3) 議事録の作成
- 9 市内小・中学生の意見聴取支援
武蔵村山市立小・中学校の児童・生徒のヒアリング(ワークショップ等)の実施

第6 協議・打合せ

本業務に係る作業方法・作業スケジュールについては、本仕様書に定めるほか、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

第7 人員配置等

乙は、業務に当たり、この計画と同様の計画策定業務を複数の自治体で経験したことのあ
る職員を主任技術者として専任し、業務の繁忙に応じ職員を増員することとする。

第8 貸与資料等

- 1 甲は、業務に当たり必要な資料を乙に貸与する。
- 2 乙は、貸与を受ける資料の借用書を提出するとともに、貸与を受けた資料の所在を明らかにし、汚損、亡失等のないように厳重に管理する。

第9 計画書の提出等

乙は、業務の着手前に、各工程の細部計画を立案し、実施工程表を作成するとともに、主任技術者届、代理人届及び着工届を提出し、甲の承認を受けるものとする。

第 10 業務の連絡及び報告

甲及び乙は、業務においての連絡及び報告を必要に応じて書面により十分に行うものとする。

第 11 成果品の管理及び帰属

業務の成果品は甲に帰属するものとし、乙は、甲の承認を受けずにこれを公表、譲渡貸与又は使用しないものとする。

第 12 修正

乙は、乙の過失による不良があったときは、完了届に対する甲の承認を受けた後であっても、乙の責任において、甲の指示により速やかに修正を行う。この場合において、これに要する費用は、全て乙の負担とする。

第 13 秘密の保持

乙は、知り得た個人情報については、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」の規定を遵守することとする。

第 14 費用負担

この仕様書において乙の業務としたものに係る経費は、全て乙の負担とする。

第 15 委託料の支払

乙は、業務完了の検査を受け、これに合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。甲は、請求があった日から 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

第 16 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第17 検査

- 1 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、市の職員をして行う検査に立ち会わなければならない。
- 2 乙は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

第18 その他

その他本仕様書に記載のない事項、又はその他疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定すること。

第19 連絡先

〒208-0011

住所：東京都武蔵村山市学園四丁目4番地

武蔵村山市教育委員会 教育部 図書館（雷塚図書館）

担 当：住谷・松永

電 話：042-564-1284（雷塚図書館）

F A X：042-561-3685（雷塚図書館）

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）との間で締結する本契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下本特記仕様書において「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「個人情報保護法ガイドライン」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、武蔵村山市情報セキュリティポリシーその他関係法令等（以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 本特記仕様書で使用する用語は、法及び番号法で使用する用語の例による。

(秘密保持)

第3条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約の履行に際して知り得た個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行に携わる乙の従業者（以下単に「従業者」という。）に、個人情報等の秘密保持に係る誓約書を提出させなければならない。

(安全管理措置)

第4条 乙は、本契約の範囲内において、個人情報等の取扱いについて甲が採るべき措置と同等の安全管理措置（個人情報保護法ガイドライン及び特定個人情報ガイドラインで求められる安全管理措置をいう。）を講じる義務を負う。

(従業者の明確化)

第5条 乙は、従業者のうちから、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に規定する総括保護管理者、保護管理者、保護担当者（特定個人情報については、特定個人情報ガイドラインに規定する総括責任者、保護責任者、事務取扱担当者）及び監査責任者に相当する者（以下「総括保護管理者等」という。）を指名し、個人情報等の安全管理体制の確保及び維持に努めなければならない。

2 乙は、本契約の締結後、速やかに総括保護管理者等を指名し、総括保護管理者等の氏名、役職等及び個人情報等の安全管理体制について甲に書面で届出を行い、承認を得なければならない。総括保護管理者等又は個人情報等の安全管理体制を変更する場合も同様とする。

(監督・教育)

第6条 乙は、本特記仕様書及び法令等が遵守されるよう従業者を監督しなければならない。

2 乙は、従業者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他法令等で定められた安全管理措置に関する教育及び研修を実施しなければならない。

(作業場所)

第7条 乙は、あらかじめ個人情報等を取り扱う事務を行う作業場所（特定個人情報を取り扱う事務については、特定個人情報ガイドラインに規定する取扱区域及び管理区域をいう。以下同じ。）を定め、本契約締結後、速やかに甲に書面で届出を行い、承諾を得なければならない。作業場所を変更する場合も同様とする。

2 乙は、甲の事業所内に作業場所を設置するときは、当該事業所に入入りする全ての従業者に乙が発行する身分証を携帯させなければならない。

(持出しの禁止)

第8条 乙は、本契約において取り扱う個人情報等を作業場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、持出しの理由、方法、場所、持ち出す個人情報等の範囲その他甲の指定する事項について、書面によりあらかじめ甲に申し出て承諾を得た場合は、施錠可能な容器に入れる等の盗難防止措置（電磁的記録媒体で持出しを行う場合は、暗号化等の安全管理措置を含む。）を講じる場合に限り、持ち出すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約に係る個人情報等を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報等の目的外利用等を行うときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承諾を得ることができない場合は、目的外利用等の後、直ちに報告を行うこととする。

(複製等の制限)

第10条 乙は、甲の指示又は承諾を受けた場合を除き、甲から提供又は貸与を受けた個人情報等が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(管理)

第11条 乙は、本契約に係る個人情報等の管理に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的、収集から廃棄までの手続を明記し従業者に周知する等、違法な利用や漏えい等の事故発生を防ぐ措置
- (2) 施錠可能な書庫等で保管し、個人情報等を保有する端末のワイヤーロックを行う等、盗難を防止する措置

- (3) 個人情報等の保管場所への入退室及び機器の持込みを管理する措置
- (4) 個人情報等を電子データで保管する場合には、次に掲げる措置
 - ア 電子データにアクセスできる者及びアクセスできる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの限定、アクセスログの分析等
 - イ 電子データを保管する端末への機器接続制限
 - ウ 2段階以上のアクセス認証
 - エ セキュリティソフト、ファイアウォール等による外部からの不正アクセス、サイバー攻撃等の防止
 - オ 電子データを保管する端末をインターネットから独立させる等の手段によるデータの漏えい防止

(受渡し)

第12条 本契約の履行に必要な個人情報等の受渡しは、甲が指定した日時及び場所において行うものとし、乙は、個人情報等の受渡しを受けたときは、甲に対して受領証を提出しなければならない。

(返却又は消去等)

第13条 乙は、本契約が終了したとき又は甲の求めがあったときは、直ちに個人情報等を甲に返却するものとする。ただし、甲から指示があったときは、文書に記録されたものについては溶解等の方法により、電磁的記録媒体に記録されたものについては物理的若しくは磁気的な破壊、ソフトウェアによるデータ消去等の復元不可能な方法により消去し、又は廃棄することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報等を消去し、又は廃棄するときは、甲乙協議により期限を定めた上で、乙の責任により行うものとし、個人情報等の消去又は廃棄が完了したときは、その完了した事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託の制限)

第14条 乙は、本契約に係る業務の一部を再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、再委託先の名称、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う個人情報等、再委託先における安全管理措置、再委託先に対する管理・監督の方法その他甲が指定する事項を明らかにした上で書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再委託を行う場合は、乙は、本契約に係る契約書に定める事項及び法令等を遵守するよう再委託先の管理・監督を行わなければならない。

3 第3条から前条までの規定は、再委託を行う場合について準用する。

(情報漏えい等が発生した場合の措置及び責任)

第15条 乙は、本契約に関し個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直

ちに必要な調査を行い、当該事故の内容、発生場所、発生状況、事故に係る個人情報等の内容及び件数その他甲が指定する事項について、書面で甲に報告するとともに、影響を最小限に抑える方策及び再発防止策を講じ、書面により速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、これらの報告の内容について、個人情報保護委員会に報告し、及び公表することができる。

- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により発生した個人情報等の漏えい等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本契約終了後に発覚した事故に対しても適用する。

(契約内容の遵守に関する報告等)

第16条 乙は、本特記仕様書の遵守状況について、定期的に書面で甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報等の取扱状況、再委託先の監督状況、安全管理体制等に関して甲からの求めがあったときは、書面により直ちに甲に報告しなければならない。

(必要があると認めるときの実地調査又は監査)

第17条 甲又は甲が指定した者は、乙(第14条第1項ただし書の規定に基づき、本契約に係る業務の一部を再委託する場合の再委託先を含む。以下本条において同じ。)の業務に支障を生じさせない範囲において、随時に乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の従業員への聴取等、本特記仕様書に基づき適切な措置が講じられているかを確認し、及び検証するための調査又は監査を実施することができる。この場合において、乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲が指定した者が行う調査又は監査に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査又は監査の目的を達成するために必要な範囲において、乙に対して情報の提供を求め、又は改善のための指示を行うことができる。

(法令等に違反した場合の契約解除及び賠償)

第18条 甲は、乙が法令等の規定又は本特記仕様書に定める義務に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、損害金として甲に対して契約金額(単価契約であって仕様書等の記載により予定数量が明らかな場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、契約の解除により甲に生じた実際の損害額が当該10分の1に相当する額を超える場合は、実際の損害額に相当する額を賠償するものとする。

(管轄の合意)

第19条 本特記仕様書に規定された事項に関連して生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。